様式３

# 会　　議　　録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議名 | | 令和８年度　第３回　東林地区まちづくり会議 | | |
| 事務局<br>（担当課） | | 南区役所　東林まちづくりセンター<br>電話０４２－７４４－５１８７（直通） | | |
| 開催日時 | | 令和８年１０月２３日（金）　午前１０時～午前１１時５０分 | | |
| 開催場所 | | 東林公民館　大会議室 | | |
| 出席者 | 委　員 | １５人 | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | ２人 | | |
| 公開の可否 | | ■可　□不可　□一部不可 | 傍聴者数 | ０人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | |
| 会議次第 | | １　あいさつ<br><br>２　議　題<br>（１）過年度のまちづくりを考える懇談会に係る対応状況について<br><br>（２）令和８年度東林地区まちづくりを考える懇談会について<br><br>３　その他<br><br>４　閉　会 | | |

# 審　議　経　過

主な内容は次のとおり。

根岸監事の司会により進められた。

1　あいさつ

田村会長から挨拶があった。

2　議　題

（1）過年度のまちづくりを考える懇談会に係る対応状況について

令和７年度の懇談会テーマ「災害時の避難体制について」に関連して、東林地区まちづくり会議から東林まちづくりセンターを通して、学校施設課と公共建築課に依頼した進捗状況調査に対する回答について、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

内容について承認され、再質問はしないこととなった。

（2）令和８年度東林地区まちづくりを考える懇談会について

令和８年度東林地区まちづくりを考える懇談会について、東林まちづくりセンターから、以下の説明が行われた。

・懇談会の全体の進行、司会等の役割分担、時間配分等
・テーマシートについて
・東林地区まちづくり懇談会における主な質問事項について

懇談会での役割、テーマシート、テーマに対する主な質問事項等について審議が行われ、テーマ２のテーマシートに次の修正を行うことの可否について市担当課に確認し、可能であれば修正することで承認された。

併せて、主な質問事項（案）を担当部署へ事前に提供することも承認された。

≪修正確認内容≫

・テーマ２　テーマシート

「取組状況」について、「不動産業者等から情報収集を行い」を削除

≪主な意見≫（〇は委員の発言、●は事務局の発言）

テーマ１

〇質問事項（案）について、緑道を散歩するコースマップを作成してもらうことは非常に賛成。その中に、トイレや水飲み場などの情報も一緒に掲載するよう提案してもらえると嬉しい。

テーマ２

○２番目の質問事項に「自治会活動により受けているメリットに対して、市が行っている具体的な対応について改めて伺いたい」とあるが、その意味は。

●役員会では、市は、自治会が当然存在するものとして、自分たちの業務の中に組み込んでいる状況であり、欠くことのできないパートナーといった形で表現されると思うが、色々な面で協力を得ている自治会に対して、市がどんな風に思って、どのような対応をしているのかを聞きたいという意向であった。

○確かに、自治会に対して市が依頼することが多いため、自治会への支援として行うものとして、自治会条例を作ってその中に規定をすることがまとまったという話を聞いた。自治会に様々な依頼を行っていることへの市の対応として、まちづくりセンターの職員が地区連の地域活動のお世話をしている状況はあるだろうが、それ以外の多岐にわたる分野に関するお願いに対しては何を返してくれるのか。市民の半分は自治会に加入していないことを知ったうえで、自治会支援をどう考えているのか。条例ができると、自治会専門の窓口になる担当課を設置してくれるのか。こうした内容に加えて、市は自治会加入を促進しているのだから、市職員の意識も高いはずだという認識から、３番目には市職員の何%が自治会に加入しているのかという質問が設定されている。

○自分は、テーマの説明者として皆さんと違う観点で発言するつもりである。
自治会への加入・非加入を問わず、市民として懇談会を開催する。その場合、自治会は高齢者の集合体が何かをしている団体という位置づけになると思うが、その際の自治会と市役所との相互の役割とは何か。自治会は何かを楽しむために活動しているわけではないが、市役所は自治会活動に期待して、役割を担ってもらうために予算を組んでいるはず。市役所の人間が業務依存しているのは具体的に何か。例えば、防災はなぜ自治会に、自主防災隊を通した活動をさせているのか。消防の仕事ではないのか。多くの市民が自治会について理解していないという状態を変えてほしい。自治会推進条例の案を読んだが、自治会員に対しての文章ばかりで、市役所の人間として何を考えるかの言葉はない印象を受けた。市役所職員のうち、自治会員は半数程度との回答があるだろうが、半数でよいのか。先日、たまたま知人がこの地区に引っ越してきた際に、自治会について質問があったら市役所に聞いておいでと言ったら、窓口では、職員から、自治会については自治会で聞いてくれと言われて終わりだった。
自治会は色々なことに協力していると思っていたら、少なくとも転入手続きを対応する市の職員から、引っ越し前の住所で自治会活動をしていたか、どんな自治会だったか、などの会話があってもいいのではないか。自治会活動に関心のある市民のみが活動し、関心のない役人は活動しないのか、と考えている。

○テーマシートの「取組状況」で、「不動産業者等から情報収集を行い把握できた転入者を」という書きぶりが気になった。これは不動産業者から個人情報をもらっているということか。

○大型の開発については、不動産業者から情報提供をしてもらっている。
逆に、市自治連では我々自治会長の連絡先を公開しており、市民に対して個人情報の公開を容認している。

●転入者個人の情報を集めているのではなく、例えば、マンション内の空室への新規入居について不動産業者から情報を得て、後日実際に入居されていた場合は直接訪問して自治会に関する説明を行い、加入を呼びかけている等の対応に関する話と承知している。

○自治会が不動産業者から情報を集めていると思われる書き方になってしまっている。

○情報が洩れていくような認識で捉えられてしまう恐れがある。そのような誤解を招かないように説明していかなければならない。

○アパートの大家さんのところに行って自治会への加入や、ごみ置き場の案内はするが、個別に入居者の個人情報を収集するようなことはない。

○大型開発については何棟建つか、いつ完成予定か、入居状況が今どうなっているかという情報を集めることは可能であり、その中で各自治会が勧誘活動をしている実態はある。

○この文章そのものがホームページ等で公開された場合に、一般の人が見た時に誤解する懸念があるということ。もし修正できるならお願いしたい。

○不動産業者が個人情報を漏らすように誤解されてしまうことは避けたい。

●修正の可否については確認する。

4　その他

防災計画推進部会で作成した「在宅避難を考えよう　シリーズ２（理解する）」のパンフレットが完成したことが報告された。

5　閉　会

以　上

# 東林地区まちづくり会議　委員名簿

〔◎：会長　○：副会長　◇：監事〕

| No. | 団体名・役職等 | | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 東林地区自治会連合会 | 会　長 | ◎田村　久司 | 出席 |
| 2 | | 副会長 | ◇吉村　建志 | 出席 |
| 3 | | 副会長 | ◇根岸　秀生 | 出席 |
| 4 | 東林地区社会福祉協議会 | 会　長 | ○阿部　匡秀 | 出席 |
| 5 | 東林地区民生委員児童委員協議会 | 会　長 | ○村田　定志 | 出席 |
| 6 | 東林公民館 | 館　長 | ○飯田　生馬 | 出席 |
| 7 | 青少年指導委員 | 代　表 | 谷　健一郎 | 出席 |
| 8 | 東林中学校 | 代　表 | 河上　隆 | 出席 |
| 9 | くぬぎ台小学校ＰＴＡ | 代　表 | 大森　典子 | 欠席 |
| １０ | 東林中学校ＰＴＡ | 代　表 | 西村　弥生 | 欠席 |
| １１ | 社会福祉施設（清菊園） | 代　表 | 岡山　昌子 | 出席 |
| １２ | 東林第２地域包括支援センター | 代　表 | 松野　悦郎 | 出席 |
| １３ | 東林地区老人クラブ連合会 | 代　表 | 遠藤　裕 | 出席 |
| １４ | 東林地区交通安全母の会 | 代　表 | 野崎　美沙 | 出席 |
| １５ | 保護司会（南保護区） | 代　表 | 吉本　真人 | 出席 |
| １６ | 防災専門員 | 代　表 | 高木　博見 | 出席 |
| １７ | スポーツ推進委員 | 代　表 | 阿部　智恵子 | 欠席 |
| １８ | 東林地区健康づくり普及員協議会 | 代　表 | 小澤　次男 | 欠席 |
| １９ | 東林間商店街振興組合 | 代　表 | 武島　三喜雄 | 欠席 |
| ２０ | 公募委員 | | 黒田　靖司 | 出席 |